平成２１年（フ）第８７５号
京都府八幡市八幡北浦８番地の１　Ｃ―106
破産者　梅村　國子
１　破産債権の届出期間　平成21年10月22日まで
２　一般調査期日　平成21年12月17日午前11時30分
平成21年９月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１２９号
秋田県大仙市高関上郷字新屋敷102番地
破産者　佐藤　賢市
１　破産債権の届出期間　平成21年10月23日まで
２　一般調査期日　平成22年１月21日午前11時
平成21年９月17日　秋田地方裁判所大曲支部

債権者集会招集

平成１９年（フ）第３２１号
香川県高松市鶴市町2027番地９
破産者　ワイド住建産業株式会社
１　期日　平成21年10月27日午後３時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月17日
高松地方裁判所破産・再生係

平成１７年（フ）第４０号
最後の住所奈良市小倉町1000番地
破産者　亡前川欣央相続財産
１　期日　平成21年12月16日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月17日　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1836番地
破産者　有限会社宮建興業
１　期日　平成21年10月28日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月16日　長野地方裁判所伊那支部

平成２０年（フ）第２８１号
香川県高松市香南町由佐388番地１
破産者　谷　　眞弓（旧姓渡邉）
１　期日　平成21年10月29日午前11時20分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月16日
高松地方裁判所破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１３４号
山口県萩市大字吉田町51番地
破産者　中村石油株式会社
異議申述期間　平成21年10月19日まで
平成21年９月17日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１２０３４号
神奈川県三浦郡葉山町下山口504―37
破産者　石井　文彦
免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
平成21年９月16日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２１年（フ）第３０号
新潟県佐渡市橘13番地１
破産者　岩﨑　寛貴
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第２９３号
京都市北区小山上板倉町32番地１　ベル・エキップ２―202
破産者　山田　　隆
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成１９年（ヒ）第３０３９号
大阪市天王寺区大道２丁目13番14号
清算株式会社　株式会社しき
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３０１２号
大阪市中央区北浜３丁目６番13号日土地淀屋橋ビル６階弁護士法人淀屋橋・山上合同内
清算株式会社　株式会社ディンクス
代表清算人　藤本　一郎
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　共益債権及び優先的債権
清算株式会社は、随時、清算費用等特別清算債権者の共同の利益のために要する共益債権、裁判所の定める清算人報酬、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払の許可を受けた債権等の優先債権の全額を弁済する。
第２　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、共益債権、優先的債権に該当しない債権のうち、平成21年３月29日（解散日前日）までの原因に基づいて発生した債権をいう。
各協定債権者の一般債権の金額は、別紙一般債権目録記載の債権額と確定する。
２　一般債権への弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、一般債権の28.5パーセントを、第１回弁済として本協定認可決定確定後１か月以内に支払う。なお、各協定債権者に対する第１回弁済の金額は、別紙一般債権目録記載の第１回弁済額と確定する。
３　債務免除
各協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、一般債権の残額につき、その債務を免除する。なお、各協定債権者の一般債権に対する債務免除額は、別紙一般債権目録記載の債務免除額と確定する。
第３　劣後債権
１　定義
本協定による劣後債権とは、共益債権、優先的債権に該当しない債権のうち、平成21年３月30日（解散日）以後の原因に基づいて発生した債権をいう。
２　債務免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、劣後債権の全額につき、その債務を免除する。
第４　残余財産の処理
１　最終弁済
清算株式会社は、平成22年２月28日までに、回収した金員より共益債権及び優先的債権を控除した残余財産を配当原資として、弁済の基準となる一般債権総額を算定（最終弁済前日までに協定債権者が任意に最終弁済の受領を放棄した場合の当該協定債権者の一般債権は算入しない）した上、持ち戻し計算を行った後の各協定債権者の一般債権を按分して弁済額を決定し、支払済の弁済額を控除して、第２回弁済として、その弁済を行う。
２　債務免除の一部撤回
各協定債権者は、既に上記第２の３で行った債務免除を、前項の弁済額の範囲において撤回する。
第５　弁済の方法
１　本協定における弁済は、清算株式会社の本店（大阪市中央区北浜３丁目６番13号日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同内）において行う。
但し、協定債権者が、特定の銀行口座への振込を求めた時は、一協定債権者につき一弁済日あたり１箇所に限り、清算株式会社が振込費用を負担して、その者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。協定債権者が第１回弁済の前にかかる求めを行った場合、清算株式会社は、その協定債権者から別段の申し出がなくても、第２回弁済について同一銀行口座に対し振り込む方法により実施することができる。
２　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月を経過しても弁済場所に債権の取り立てに来ず、特定の銀行口座への振込も求めてこない協定債権者に対する弁済額を供託することができる。清算株式会社は、供託に先立ち、供託に際し要する実費（交通費等を含む）について、弁済額と対当額で相殺することができる。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部